

令和元年度第3回

# 国民健康保険運営協議会

令和2年1月30日

東久留米市

令和元年度第3回国民健康保険運営協議会

令和2年1月30日午後1時30分開会

東久留米市役所本庁舎4階 庁議室

議 題

(開 会)

(会議録署名委員の指名)

(議 題)

- (1) 諮問事項「国民健康保険税・税率等改定」について
- (2) 「令和元年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)」
- (3) 「令和2年度東久留米市国民健康保険特別会計予算(案)」
- (4) その他

(報 告)

- (1) 健康増進・サポート事業「QUPiO Plus(クピオプラス)について
- (2) その他

---

出席委員(9名)

会 長	古 井 祐 司	委 員	山 崎 紀 子
委 員	熊 野 雄 一	委 員	西 尾 龍 太
委 員	北 村 晃	委 員	井 上 幸 子
委 員	中 島 春 江	委 員	遠 藤 清 美
委 員	成 田 直 人		

欠席委員(1名)

委 員 上 田 正 昭

---

説明者(7名)

市 長	並 木 克 巳	福祉保健部長	長 澤 孝 仁
福祉保健部 保険年金課長	廣 瀬 明 子	市 民 部 納 税 課 長	田 中 潤
福祉保健部 健 康 課 長	秋 山 悟	保 險 年 金 課 国 民 健 康 保 險 係 長	大 木 隆 雅
保 險 年 金 課 主 査	伊 藤 貴 寛		

---

◎開会及び開議の宣告

○会長 本日、お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

これより、令和元年度第3回の国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

初めに、本日の出席委員を確認させていただきます。本日、上田委員様がご欠席とご報告を受けておりますが、国民健康保険運営協議会規則第7条に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

市からは、関係部課長及び担当係長様、皆様が出席をされております。

---

◎会議録署名委員の指名

○会長 次に、本日の会議録署名委員をご指名申し上げます。

本日、会議録署名委員は井上委員、成田委員、北村委員、お三方にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

---

◎議事進行の確認

○会長 本日の議題は、諮問事項としまして、「国民健康保険税・税率等改定」について、審議事項といたしましては、「令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）」について、「令和2年度国民健康保険特別会計予算（案）」についてほかを予定しております。

本日も議題が、多く予定されております。おおむね3時までの終了を予定しておりますので、ご協力を、よろしくお願いいたします。

---

◎傍聴者の確認

○会長 それでは、本日、傍聴のご希望はいらっしゃいますでしょうか。

○保険年金課長 いらっしゃいます。

○会長 本日、傍聴希望者がいらっしゃいますので、協議会を公開することについて許可を与えたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○会長 ありがとうございます。

では、許可をしまして、入室をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

ありがとうございます。

傍聴される方にご案内申し上げます。恐れ入りますが、本協議会の録音、写真撮影等をご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。

---

◎配付資料の確認

○会長 それでは、議題に入る前に、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○保険年金課長 資料の確認をさせていただきたいと存じます。

事前に配付させていただきました資料といたしまして、諮問事項、国民健康保険税・税率等改正につ

いての（案）となっている資料1でございます。資料2といたしまして、令和元年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（案）、資料3といたしまして、令和2年度東久留米市国民健康保険特別会計予算（案）、そして、資料の4からは机上に配付させていただいております。まず、資料の4、東久留米市健康増進・サポート事業（QUPiO Plus）アンケート調査結果について、資料5といたしまして、国民健康保険の手引き、資料6といたしまして、医療費通知の見本でございます。加えて、令和2年1月30日の日本農業新聞の記事を参考としてお配りしております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

---

◎諮問事項 「国民健康保険税・税率等改定」について

○会長 それでは、議題1の諮問事項「国民健康保険税・税率等改定」でございます。

前回の審議を踏まえて答申（案）が事務局より示されております。こちらをご説明をお願いいたします。

○福祉保健部長 それでは、私のほうから答申（案）についてご審議願いたくご説明のほうをさせていただきます。

資料1、東久留米市国民健康運営協議会への諮問について（答申）（案）をご覧くださいと思います。

前回ご審議をいただきました内容を踏まえまして、答申（案）とさせていただきます。

それでは、答申案を一部朗読させていただきます。

おめくりいただきまして、2の答申内容をご覧ください。

2、答申内容（1）国民健康保険税・税率等改定について、次のとおりとする。

国民健康保険税改定について。

令和2年度東久留米市国民健康保険事業運営については、被保険者の高齢化の進展や医療技術の進捗等に伴う医療費の増加等により財源不足が生じることから、安定した制度運営を確保するため、国民健康保険税・税率等の改定を実施することが必要と思料する。

については、具体的な国民健康保険税・税率等の改定を、別紙「令和2年度国民健康保険税・税率等」に示す。改定実施にあたっては、被保険者の負担に配慮しつつ、国民健康保険制度を皆で支えるための意識醸成が図られるよう、広報や窓口対応における説明に努められたい。

また、今後も急速な高齢化等による医療費の更なる増加は必至であり、運営は困難が続くものと思われる。しかしながら、国民健康保険は医療保険制度の最後の砦として、将来にわたり国民健康保険制度を継続し、被保険者の健康の保持・増進に寄与できるよう不断の努力を行い、安定的な制度運営に努めることを、切に望む次第である。

続きまして、3の付帯意見についてでございます。

決算補填等目的の法定外一般会計繰入の削減については、東久留米市国保財政健全化計画に基づき、長期的な視点に立って、計画的かつ効率的に健全化に向けた取組を進めること。ただし、国の制度改革や社会情勢等の変化によって、必要に応じ、計画の見直しを行うこととしております。

続きまして、次のページに行きまして、別紙の令和2年度「国民健康保険税・税率等」をご覧ください

い。

「改定」と記載している部分が今回改定する部分になり、医療分、後期支援分、介護分の税率を改定するとともに、医療分、介護分の課税限度額を改定することとなっております。

また、5割・2割軽減基準額についても今回改定となっております。

なお、この課税限度額の見直し及び5割・2割軽減の見直しにつきましては、地方税法施行令の改正に即した見直しをさせていただくこととしております。

説明につきましては以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入りたいと思います。

ご質問、ご意見ございましたら挙手にてお願いいたします。

○委員 今回の税率改定、やむを得ないのかなというふうに思います。これ改定をしたとしても、一般会計からの繰入れが予算ベースでは前年予算よりは若干少なくなるようですけども、2年度でも繰入れが予定されているように伺っております。その点について、被用者保険の立場から要望として一言申し上げさせていただきたいというふうに思います。

国民健康保険は他の医療保険制度の保険者と比較しても、被保険者の年齢構成が高いということで、医療費水準が高く、低所得者の割合も高いといった構造的な課題がどうしてもあるかと思えます。そうということで、これに対して国が、国保財政を安定させるために財政運営の責任主体を広域化させるとともに、低所得者対策の強化、財政調整機能の強化等として、年約3,400億円、財政支援を行っております。この3,400億円の原資ですが、これは被用者保険が納付する支援金に総報酬制を導入して、結果、それをそちらに使っていると、総報酬制で集められたものがそちらに転嫁されているという形です。公費が投入されている国民健康保険において、さらなる法定外一般会計繰入れというのは、受益者負担、受益と負担の関係からも健全な財政運営とは言えないということで、国民健康保険は被保険者だけでなく、市民の方が公平な税負担と感じ取れるような形で本来はあるべきというふうに思います。

今回、この令和2年度の国保税改定の答申、こちらにあります付帯意見にもありますように、国保財政健全化のために計画的・効率的な取組を進めて、なるべく早く赤字を解消するよう、また目に見えるような努力をひとつよろしくお願ひしたいということで要望させていただきます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

何か事務局より留意点等、もしあればお願いします。

○福祉保健部長 今、頂いた意見を踏まえまして、今後、市としても保険者として努力はしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

委員の先生、あるいは事務局で何か補足とか。

○保険年金課長 今回、先日の運営協議会でご説明させていただきましたように、東京都が示します国民健康保険事業費納付金並びに標準保険料率を参考に、全体で約1億、率にして4.33%の税改定となっております。

おります。また、課税限度額の見直し、5割・2割軽減の見直しが加味されております。今後は被保険者の皆様に分かりやすくご理解いただけるよう努めてまいりたいと存じます。

○会長 ありがとうございます。

前回、かなり皆さん方からご意見ありまして、ここの諮問内容の(1)に書かれておりますけれども、一つはやはり社会保障の資源の最適化というか、限られた資源をどうやって上手に使っていくか、その中でこの2段落目にありますけれども、被保険者の負担に配慮しつつ、いわゆるある程度、必要によって軽減をしていこうという視点、それからその次の行にある、一方で誰かがというか、みんなで支えなければならない、逆にその負担をある程度、増やさなければいけない視点、両方の視点があると思うんです。

それからあとは部長からもありましたが、広域化ということで、少し施策などのありよう、伸び代を大きくしようということで、東京都全域の広域化が図られていると。ただ、短期的には本当に、この間もありますように、東久留米市がすごく頑張って評価が高く、補助金をもらっていたところがちょっと均一化してしまうということで、東久留米市では短期的には損な制度でもあるわけなんです、この辺を、全体でみんなで支えていこうということで、前回では1億よりもっとみんなで負担したほうがいい、いや、あるいはもっとどうにかならないかなど、両方の視点からあえて見ていただいたかと思えます。事務局からもお話しありましたが、前回の議論を受けてちょうどバランスを一生懸命とっていた案なのかなというふうには拝見しています。

何か改めてご質問あるいはご意見ありましたら、遠慮なくお願いいたします。よろしいでしょうか。

前回のご議論、ご意見を踏まえまして、これをもって終了させていただきたいと思えます。

それでは、こちらの協議会としまして、このたびの事務局のご説明、案、こちらのほうをご承認頂けます方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長 ありがとうございます。

それでは、全員のご同意を頂きましたので、この答申案を承認させていただきたいと思えます。

それでは、事務局で、市長への答申の準備を進めていただくようお願いいたします。他の議題終了後に、市長に答申をさせていただきたいと存じます。

---

◎審議事項 令和元年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)

○会長 それでは、本日続きまして、議題2の審議事項「令和元年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)」についてでございます。

事務局よりご説明をお願いいたします。

○福祉保健部長 それでは、議案の2「令和元年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)」につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の資料2の補正予算(案)の2ページをご覧ください。

本補正予算(案)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,923万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億7,524万5,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明いたします。

恐れ入りますが12ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、目 1 一般管理費は、国民健康保険事業を運営する上での事務経費について執行状況により見積もった結果、不用見込みとなった304万8,000円を減額するものでございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費は、一般被保険者に係る療養給付費について執行状況により見積もった結果、1 億5,000万円を減額するものでございます。

目 2 退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者等に係る療養給付費について執行状況により見積もった結果、1,500万円を減額するものでございます。

同款、2 項高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費は、一般被保険者に係る高額療養費について執行状況により見積もった結果、6,400万円を減額するものでございます。

14ページをお開きください。

目 2 退職被保険者等高額療養費は、退職被保険者等に係る高額療養費について執行状況により見積もった結果、250万円を減額するものでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、目 1 一般被保険者医療給付費分は、歳入の補正に伴う財源更正でございます。

4 款保健事業費、2 項特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費は、特定健診の受診者数の減少が見込まれるため、1,390万円を減額するものでございます。

16ページをお開きください。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、目 2 償還金は、平成30年度の都支出金、保険給付費等交付金の額が確定し、精算金額が確定したことから、1,078万9,000円を減額するものでございます。

次に、歳入でございます。

恐れ入りますが、ページをお戻りいただきまして、10ページをご覧ください。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、目 1 国民健康保険災害臨時特例補助金は、東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険税の減免及び一部負担金の免除について補助されるもので、本年度の申請実績により、36万8,000円を増額するものでございます。

4 款都支出金、1 項都補助金、目 1 保険給付費等交付金は、歳出の一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者高額療養費及び退職被保険者等高額療養費の減額に伴う普通交付金の減額及び歳出の特定健康診査等事業費の減額に伴う特定健康診査等負担金の減額により、2 億3,195万1,000円を減額するものでございます。

目 2 保険給付費補助金は、本年度の交付決定により、2,348万6,000円を増額するものでございます。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、本年度の交付申請等に基づく保険基盤安定繰入金の減額、財政安定化支援事業繰入金の減額、一般管理費の減額に伴う職員給与費等繰入金の減額及び本補正の財源調整として、その他一般会計繰入金を減額するもので、5,114万円の減額でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○委員 先ほどの特定健康診査の減額なんですけれども、14ページですね。特定健診事業費が減額という

ことは、40歳から60歳までの方に実施している健康診断を受けてくださいというそれが減額になったということは、人が減ったから減額と先ほど、そういうふうに取り扱ったんですけれども、でしたら、その分、若い人ももっと受けてもいいんじゃないかなって、40歳からではなくて、もっと若いお母さんたちとか、いろんな、会社に入っている人は受けられると思うのですけれども、普通の主婦ってなかなか行かないので、そういう人たちにも広く受けていただける仕組みができればどうなのかなと思ったんですけれども、すみません、何かうまく言えなくて。

○会長 大事な視点ありがとうございます。

事務局、よろしかったら。

○健康課長 まず特定健診の受診率そのものについてからお話しします。第1回の協議会のときに30年度の受診率を速報値で申し上げました。その後、法定報告の数値が出ておりますので申し上げます。

30年度についてですけれども、対象者1万7,884名中、受診者が9,152名で、受診率51.2%ということで、こちら、29年度の受診率と等しくなっております。

今年度の途中経過ですけれども、健診票の発送件数が1万9,499名で、11月までに9,812名が受診しており、速報値としては現時点で50.3%の受診率となっております。昨年度のこの時点の速報値は50.6%でしたので、0.3%低下しているという現状でございます。

若年層の健診についてのご意見を頂きました。こちらについては、健康課にもそういう希望をされる方から、被保険者の方からのご連絡もありますので、ニーズとしては健康課としても把握しておりますが、今のところそこまで予算化ができていないということがございます。

この受診率については、この減額になったというところでいうと、目覚ましく受診率が上がっていないということは確かに言えるわけでございまして、保険者努力支援制度のほうではインセンティブのマイナスのポイントというのがもう今、出ておりまして、受診率については2年連続で減少するとマイナスポイント、10ポイントがついてしまうということもあります。なので、0.1%でも上げるべく、健康課としては今後とも努力していきたいというふうに思っております。

○会長 ありがとうございます。

私からも補足なのですが、ちょうど今、政府の会議がありまして、構造を見ると、東久留米だけではないんですが、若い人、主婦の方ともう一つ退職される方、いわゆる健保や協会けんぽ、退職して国保に移ってきた人が、やっぱり健康組合では本当に頑張って受けているんですけれども、やっぱり地縁、血縁、なかなか今難しい中で、そこで半分ぐらいの方が、受けなくなってしまうので、少し退職をされる直前とか直後に、健保とか企業の人事もそうなんです、他部署の市民課とか、いろいろ来庁したときに健診も受けてねということができれば、あとは本当に今東久留米の受診率、51.2%というのは、これ実は全国的にもすごく高いんですね。それでも、まだ51%。そうしますとやっぱりさらに高い地域では、ご近所さんで声がけをして一緒に行くとか、いろいろやられていまして、なので、まだまだ受診率向上の余地はあると思いますが、また皆さん方の知恵とか地域での取組というのが本当に大事だと思います。

それから、ちょうど今日、朝、東京都庁で会議がありました。お子さんがいる家庭は、小学校とか中学校のお子さんからお父さん、お母さん、受けてと、こういうのもいいんじゃないかという議論になりまして、非常にいいことだと思っています。私は実は静岡県の教育関係もやっていますが、ぜひ東

京都内でも、いろんな工夫が必要なのですが、その一つで、子供、学校からというのをこれから、今、たばこもやっていますので、生活習慣病、特定健診なんかもぜひ周知をできればいいのかなというふうに思っています。

貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、私も関連ですみません。健診の受診率は比較的今まで、伸びてきたんですか。

○健康課長 そうですね。徐々に、コンマ何ポイントという。

○会長 そうですよ。

もともと高い市ではあるんですが、さらに増えていますので、さらにというところ、確かに若い方とか主婦の方、退職者はあると思います。ありがとうございました。

ほかにご質問、あるいはご意見等。

○委員 2点ほどお願いします。

今のお話の続きなのですが、昨年もしか私、お話をさせていただいたと思うのですが、やっぱりPRをどうやっていくかということが大きな、受診率が上がらないということは、自分の体ですから、どうしても、あなたは受けなきゃだめですよということを言われれば、やはり上がってくるのではないのかなと思うんですね。ですから、それでも受けない人は、まあしょうがないのかなとは思っていますが、やはり一つPRの仕方、昨年、たしかクピオとかいろんな形での動機づけなんかもしているという話は受けていると思うのですが、もう一度、その辺を考えていただければありがたいなと思います。

私たち、農家仲間ですと、農協さんでも自主的といいますか、組織的に健康診断をやってはいます。その辺りのことを鑑みて、市でやっているものと多少違うのかなとは思っていますが、やはりそこでもやっているの、そちらのほうを受けている方も結構いらっしゃるんだと思います。これがどのぐらいの受診率かは分かりませんが、その辺のデータを、もし持ってこられたら持ってきて、東久留米として、そのマイナスのポイントがつかないような、何かの方法をとっていけたらよいのかなと思っていますので、少し考えてみていただけたらと思います。

もう一つ、10ページの4款のところ、都の支出金の項目のところの2なんです、これでいきますと、2,348万6,000円ですか、補正で増額になっているということなんです、内訳が分かりましたら教えてください。

○保険年金課長 こちら、保険給付費の増額分につきましては、都費補助金の増額によるもので、健全経営分として、全体で1億5,348万6,876円という金額になっておりますが、4つのもので構成されております。賦課率と賦課限度額、応益割率、収納率という区分で頂いております。ただ、これは市町村平均と比較して、東久留米市が上回っている分について交付されるものでございまして、令和元年度までは、国保の都道府県単位化での経過措置ということで頂くことができましたが、令和2年度においては収納率を残して、そのほかの3つの指標については見直しがなされると伺っているものでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

ほかにご意見、あるいはご質問はございますでしょうか。

○委員 それでは、2の歳入のところの6項の繰入金のところの中の11ページの分類されている中の1、保険基盤安定繰越金の中に保険基盤安定繰越金の保険税軽減分がマイナスで、それから、保険金安定繰

越金の保険者支援分がプラスになっておりますけれども、その辺の内容についてさらに詳しくご説明いただきたいということと、それから、2点目ですね、13ページの歳出の中の3の国保システム改修委託費がマイナスになっておりますけれども、この点についてもご説明いただけるとありがたいと思います。

○会長 ありがとうございます。事務局よりお願いします。

○保険年金課長 2点ご質問頂きました。

まず、11ページの保険基盤安定繰入金についてでございます。

このうちの上の保険税軽減分でございますが、この保険税軽減の対象となる被保険者数は、医療後期分で対前年度比241人の減となっております、令和元年度としては対前年度比1.9%の減となっております。保険税軽減分については、均等割に係る軽減の積み上げとなっておりますので、税率を改正していない令和元年度については対象人数が減ったことによるものでございます。

そして、その下の保険者支援分でございますが、こちらは1人当たりの所得に応じて算定額が決まっているものでございます。1人当たり所得が増えていることにより、それに応じた1人当たり平均保険税算定額が上がっているのが増の要因と考えられるものでございます。

次に、13ページの国保システム改修委託でございますけれども、こちらは国が進めておりますオンライン資格確認の実施時期が、国の想定が遅れたためでございます、このオンライン資格確認には、現在被保険者、世帯単位で被保険者記号番号を付番しておりますが、これを個人単位にするために、現在の被保険者記号番号の後ろに枝番を2桁追加いたしまして管理するものでございます。この整備の一部に要する費用でございます。こちらを減額するものでございます。

○会長 ありがとうございます。

では、ほかにございますでしょうか。

それでは、ほかに質疑がないようでしたら、これをもって終了させていただきます。

それでは、このたびの事務局のご説明のとおりご承認いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと、承認することといたします。

---

#### ◎審議事項 令和2年度東久留米市国民健康保険特別会計予算(案)

○会長 それでは、本日、3つ目の議題であります「令和2年度東久留米市国民健康保険特別会計予算(案)」についてでございます。

事務局から説明をお願いします。

○福祉保健部長 それでは、議案の3、令和2年度東久留米市国民健康保険特別会計予算(案)につきましてご説明させていただきます。

お手元、資料3の予算(案)の2ページをお開きいただければと思います。

本予算(案)は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億1,306万1,000円と定めるものでございます。前年度比6億5,747万9,000円の減、率にいたしまして5.3%の減となっております。

初めに歳出のほうからご説明いたします。

恐れ入りますが、22ページをご覧ください。

歳出の主なものでございます。

1 款総務費は歳出の1.9%を占め、総務管理費、徴税費を合わせまして、前年度比327万円、前年度対比1.5%の増となっております。主に人員配置等の理由による職員人件費の増や会計年度任用職員制度への移行に伴う報酬の増などにより増額となっているものでございます。

飛びまして、26ページ中段から33ページ中段までの、2 款保険給付費は歳出の66.7%を占め、1 項療養諸費から6 項結核・精神医療給付金までを合わせ、前年度比5 億8,020万3,000円、6.9%の減となっております。

26ページ中段、1 項療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費は、被保険者数の減、直近の実績からの推計によりまして、前年度比5 億2,000万円、7.3%の減となっております。目2 退職被保険者等療養給付費につきましては、退職者医療制度の廃止に伴い、過去に遡及し給付を行うことはあるものの、令和元年度末をもって被保険者数は皆減となることから、前年度比1,905万円、99.0%の減となっております。

28ページ中段をご覧ください。

2 項高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費は、被保険者数の減、1 人当たりの伸び率等を踏まえた結果、前年度比1,950万円、前年度対比1.9%の減となっております。目2 退職被保険者等高額療養費は、退職者医療制度の廃止に伴い、前年度比330万円、前年度比94.3%の減となっております。

恐れ入りますが、32ページお開きください。

下段の3 款国民健康保険事業納付金は、国民健康保険の財政運営の責任主体である都道府県に対して納付するもので、歳出の29.8%を占め、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせまして、前年度比5,594万円、1.6%の減となっております。

34ページ下段、4 款保険事業費は、被保険者の健康の保持・増進のために行う事業に係る経費で、歳出の1.4%を占め、1 項及び2 項を合わせまして、前年度比1,040万6,000円、5.9%の減となっております。1 項保健事業費、目1 保健衛生普及費は、後発薬品差額通知事業、健康増進・サポート事業、糖尿病重症化予防事業、医療費通知事業に係る費用で、前年度比21万9,000円、1.0%の減となっております。

おめくりいただきまして、36ページ中段、目2 保養施設費は、国民健康保険の被保険者の健康の保持・増進を目的として、元気回復施設の利用者への補助に係る経費でございます。利用実績及び令和元年度末をもって保養施設利用者への補助制度を廃止したことによりまして、前年度比23万3,000円、56.7%の減となっております。

続いて、2 項、目1 特定健康診査等事業費は、特定健診の対象となる被保険者数の減少、保健総合システムの再構築終了に伴う皆減等により、前年度比995万4,000円、6.4%の減となっております。

続きまして、歳入の主なものについてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、ページをお戻りいただきまして、12ページをご覧ください。

1 款国民健康保険税は、歳入の20.3%を占め、前年度比2.0%の増となっております。依然として被保険者数の減少と高齢化が続く状況にあります。現年課税分全体で、約1 億400万円の税率改定、議題1でもご答申いただきました税率改定を実施することにより、前年度比4,563万7,000円の増となっております。

おめくりいただきまして、14ページ中段、4 款都支出金、1 項都補助金、目1 保険給付費等交付金の

うち、普通交付金は市が行う保険給付に必要な費用について都から交付されるもので、歳入の67.9%を占め、前年度比7.9%の減となっております。また、特別交付金につきましては、保険者努力支援分、特別調整交付金分、都繰入金分、特定健康診査等負担金分、財政状況や実施事業に応じた財政調整として交付されるものでございます。

目2は、保険給付費補助金でありまして、令和2年度より交付基準の大きな見直しがなされ、歳入の0.5%を占め、前年度比55.2%の減となっております。

おめくりいただきまして16ページ、6款繰入金は歳入の11.6%を占め、1項他会計繰入金、2項基金繰入金を合わせまして、前年度比1,661万5,000円、前対比1.2%の減となっております。

1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金のうち、17ページ上段の保険基盤安定繰入金は、被保険者数の減少が見込まれるものの、税率等の改定や5割・2割軽減の見直しの見込みなどの影響によりまして、2,593万9,000円の増額となっております。その他一般会計繰入金は、3,722万6,000円減額の4億8,848万5,000円となっております。

2項基金繰入金、目1国民健康保険事業運営基金繰入金は、前年度と同額の5,000万円を計上しております。

その他につきましては、例年実施しております国民健康保険事業の運営に要する費用を計上してございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入りたいと存じます。

ご質問、ご意見ある方、挙手をお願いいたします。

○保険年金課長 私のほうから補足をさせていただきたいと存じます。

令和2年度に予定しております事業等で追加で3点ほど説明させていただきます。

まず1点目が、会計年度任用職員でございます。

関連する経費としては、1款の総務費のうちの一般管理費の報酬に一部計上されておりますのと、4款保健事業費のうち、保健衛生普及費、特定健診事業費及び特定保健指導事業費として計上されているものでございます。これは令和2年4月、改正地方公務員法及び地方自治法の施行に伴いまして新たに会計年度任用職員制度が創設され、従来の臨時職員制度を廃止するとともに、嘱託員についても引き続き非常勤特別職となる一部の職、これは学校医の先生方等ですが、を除きまして、会計年度任用職員に移行されるため、予算科目も変更されているものでございます。会計年度任用職員は専門職とアシスタント職に区分され、期末手当の支給や人事評価が導入されるというものでございます。

次に、国保の手引き改定版作成委託、日本語、外国語版というものを予定しております。これは、国民健康保険運営の都道府県単位化以降、事務の統一化を進めるため、都の連携会議の下に実務者会議を進めまして、様々な議論を展開しております。その中で外国人加入者が多い東京都にあって、個別に手引きを作るのではなく、希望する保険者が一緒に発注することにより、経費を削減しつつより良い手引きを作ることができるというもので、また、共通の情報提供をすることができるとして、平成30年度始めた事業でございます。令和2年度の制度改正等の変更事項につきまして、改定版を作成する委託となります。東京都が窓口となって取りまとめを行うものでございます。

3点目にオンライン資格確認でございます。こちらは令和3年9月診療分からオンライン資格確認に伴う診療報酬の請求となる想定でございますが、令和2年は、事前準備に作業に取りかかる1年となる予定でございます。先ほど申し上げました、個人単位で識別するための付番であったり、あとシステム改修を令和2年度に行いまして、本格的な運用自体は令和3年3月から始まるというものでございます。こちらの負担金等も令和2年度から発生するというものでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員 この先ほどの国保の手引き改定版作成委託というのは、これのことでよろしいでしょうか。これで少しお伺いしたいのは、東久留米市で外国人の方が、どれくらい入っていらっしゃるのかということと、入るのにどういう要件が必要か、どんなことを満たせば入れるのか。

○会長 お願いします。

○保険年金課長 令和2年1月現在の国保加入者は2万5,324人いらっしゃるんですけども、うち外国人で入っていらっしゃる方は859人いらっしゃいます。割合では3.4%となっております。東久留米市全体の中では、外国人比率は大体約1.9%程度で推移しているものですので、国保に加入している方の割合は若干多いというような感じになります。

外国人の加入要件ですけども、市内にまずは住民登録をしていただいているということが第一要件でございまして、あとは在留資格が3カ月を超える方のうち、他の健康保険であったり、75歳以上の後期高齢者医療制度、生活保護等の条件を満たす方はこちらの保険に入っていただきますけれども、それ以外の方は国保に加入するというような形になってまいります。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員 23ページの一般管理費のところの報酬なんですけど、言葉が変わったと申しますか、形も変わったんでしょうけれども、会計年度任用職員の、ほかの課も結構いらっしゃると思うのですが、保険年金課ではどれぐらいの方が、今、実際働いていらっしゃるんでしょうか。教えてください。

○保険年金課長 保険年金課では国保以外に後期高齢者医療の係、あと国民年金等の事務も行っておりますが、課全体ですと、嘱託員の方が12名、それから臨時職員の方ですと7名を雇用しているということでございます。

以上でございます。

○委員 私たち、間もなくもう確定申告の時期になって、たしか今年度から医療費通知が来るということなんですけれども、確定申告の時期までに間に合うのかな、どうかということ、間に合えば非常に楽になってくるということがありますので、その辺の進捗状況と申しますか、その辺りを教えてください。

○保険年金課長 医療費通知についてでございます。後ほどまた資料でご説明させていただくのですが、今年度から始めた事業でございまして、診療年月で申し上げますと、平成30年11月から令和元年10月までの12カ月間に東久留米市国保の被保険者証を使った保険医療機関等の受診歴がある方で、令和

元年12月末現在、東久留米市の国保の資格を有する方へ医療費通知を送る、今準備をしております、2月の上旬には発送を予定しておりますので、何とか間に合うよう、ぎりぎりのところの診療年月まで入れるようにしております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○委員 糖尿病の重症化で、37ページの4項の中の保健事業の中の糖尿病重症化予防の事業も力を入れて推進してほしいなというふうに思っているんですが、今年度の対象者人数がどれぐらいいたのかということと、どのように展開して、その糖尿病重症化の対象になった方が変容しているのかという、評価されているものがありましたら、教えていただきたいと思います。

そのちょうど下にありますので、保養施設が、ああ、なくなったかと思ひまして、それを住民の方にしっかり周知するものとか何か、それについてはどのように考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思ひました。

○会長 ありがとうございます。事務局よりお願いします。

○保険年金課長 まず、糖尿病重症化予防事業についてでございます。こちらはKDBのシステムから抽出されたプログラム参加対象者52名がいらっしゃいまして、その方たちの中から希望される方、現在6名の方に保健指導を行っております。こちらにつきましては、東久留米市の医師会様とかかりつけ医の先生方にご協力をお願いして、ご理解とご協力を頂きながら進めております。

令和元年12月に初回面談を全て終えて、各自今、取り組んでいただいているところでございまして、その結果につきましては、今年度末にはまとまりの報告書として取りまとめまして、またご本人もそうですけれども、かかりつけ医様にもフィードバックをさせていただいて、PDCAサイクルで効果については確認してまいりたいというふうには思っているんですが、なかなか短期で効果が出てくるというものではないものでございますし、中長期的に、また国保の方が後期高齢者医療に移行された後に透析に介入しないように連携を図っていければというふうに思っております。

2点目に、特約保養施設の廃止についての周知についてということでございますが、10月よりホームページであったり、あと窓口でも今年度、申込みに来られた方に対して廃止のご説明を開始しております。広報ひがしくるめでも2月15日号でお知らせする予定でございます。

以上でございます。

○委員 今、52名が対象で6名が参加しているということなのですが、何か難しかったんですかね。もう少し10名以上いると、割合が少し低くなって思ったものですから。

○保険年金課長 先行して実施している自治体でもそうなんですけれども、なかなか手が挙がらないというのが実情でございまして、こちらとしてもなるべくその数を増やすように努力していきたいというふうに考えております。

○会長 私からも、この関連でご質問なんですけれども、この37ページ目の重症化予防事業のところ、委託費800万円というふうになっていて、今お話のあった、これも800万円の行動費とかもあると思うんですけれども、恐らく52名を抽出するという作業と、具体的に指導されるという2つの要素だと思うんですが、800万円、この作業というの、これは連動しているという理解でいいのでしょうか。もう少し

ほかにいろんなことがあってということでしょうか。

○国民健康保険係長 費用の内訳なんですけれども、今お話しいただいたとおり、当初は抽出作業の部分でも委託費の中でやっていこうというところはあったんですけれども、その予算としては組んであります。しかしながら、できるところは職員で実施できないかといったところで、今回、抽出は職員が自分で、KDBシステムを使いながら、また医師会の先生にご協力いただいた基準の下、抽出いたしました。

費用の内訳としましては、今回こちらの52名の方に、まず市のほうからこういう事業をやりますというご案内をした上で、その方たちに委託先から、こういう事業があるのでどうぞ参加くださいという、実際にプログラムをやられる委託先になるんですけれども、募集の架電ですね、そういったところから含めて、また、1人当たりのプログラム参加に幾らで、報告書幾らといったふうな費用の内訳になっております。金額の詳細部分については、今、申し上げることできないんですけれども、そういった中身となっております。

○会長 これは多分、東久留米市だけの問題ではないと思うのですが、今、国が重症化予防がいいねということで多分予算をつけていると思うのですが、ちょっと800万という金額と、それからさっきおっしゃった6名の方、頑張っているというのと、もちろんその52名の方にも手厚くいろいろやられていると思うのですが、費用対効果的に課題があるのかなと思われまます。それから、地域で見ていると、基本的には、さっき委員もおっしゃったように、日頃からかかりつけ医を持つということは非常に大事なので、800万の予算を重症化予防ももちろん大事だと思うのですが、基礎的なやはり啓発とか、まずお医者さん、かかりつけの歯医者さん、薬局を持ってくださいということがなされての上でこの事業があると思いますので、この辺の資源配分のバランスというのが重要なのかな。外注機関との問題かもしれませんが、少し気になりました。

以上です。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑がないようでしたら、これを以て終了したいと存じます。

それでは、このたびの事務局よりのご説明のとおりご承認いただきたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、承認することといたします。

---

#### ◎報 告

○会長 それでは、続きまして、報告事項です。

事務局よりお願いします。

○保険年金課長 報告でございますが、まず、お配りさせていただいています資料の4でございますが、QUP i O P l u s についてでございます。

健康増進・サポート事業(QUP i O P l u s)につきましては、個別性の高い情報提供サービスとして平成28年度から発足させているQUP i Oを踏襲しまして、平成31年4月にリニューアルをしております。これは、市が事業を委託し実施しております、その事業者が平成31年1月に合併し、また

会社の方針として、平成31年から、それまでのQUPiOからQUPiO Plusへリニューアルしたものでございます。リニューアルからちょうど7カ月がたった時点で、令和元年11月に開催されました市民みんなのまつりでアンケート調査を行っておりまして、その結果につきまして健康課長よりご報告をさせていただきたいと存じます。

○健康課長 それでは、資料4をご覧くださいながら。

まず、QUPiO Plusに移行した後の直近の現在の利用登録者数でございますが、253名となっております。それから、月当たりの今年の平均のログイン数は94名となっております。

資料4を開けていただきまして、こちら11月9日、今、保険年金課長からお話のあったとおり、11月9日から10日の市民みんなのまつりの会場で、福祉保健部のブースを東久留米駅前に設けまして、そこで実施した対面でのアンケート調査結果でございます。数はもっといっぱいおれたのですけれども、その中から国保加入者分に限ったものを本日、資料としてまとめて、お渡しして、ご配付しているところでございます。

2ページ目を見ていただきまして、その国保加入者分の回収の総数は169名でございました。この後、グラフが左右にございますが、右側のほうのグラフをご覧くださいのほうがいいかと思えます。多い順に書いてございます。回答者の属性でございます。女性がおよそ7割。年齢的に言いますと、60歳以上の加入者が、その下ですけれども、6割程度という形になってございます。

1ページめくって4ページ目に行ってください。

4ページ目のグラフでございますが、このQUPiO Plusのことを認知していたかという質問であります。ちょっとグラフがデフォルメされているのですけれども、知っていたが50.3%、知らなかったが49.7%でほぼ半々という結果でございました。認知していた方は、その下にありますように、広報やホームページで知ったという方が6割と一番多くなっておりました。

5ページ目のほうに行ってくださいまして、知っていても利用していないという方が8割以上という形になってございました。

その下の質問で、利用していない理由でございますが、多いところでは、サービス内容を知らない、魅力を感じない、2つ目、利用方法がよく分からない、3つ目、必要性を感じないなどの順となっております。

先ほど認知のところでは半数は知らないということだったのですけれども、40歳以上の方については、毎年の特健診の個別のご案内の中にQUPiO Plusの案内チラシを同封しておるのですが、その半数近くは見えていないということになってしまうのかなということで、この結果からもなかなかポピュレーション・アプローチの難しさというのは改めて認識するところでございました。また、コンテンツとしての魅力を問う声もございまして、今回、実はこのアンケートには市の職員だけではなく、QUPiO Plusの運営をしている会社の社員の方も数名参加していただいたので、直にその話も対面調査のときに聞いておると思いますので、運営においては、機会を見てそういうことをお伝えし、コンテンツの魅力を高めていただくように働きかけていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

何か皆さん、ほかによろしいですか。

○保険年金課長 続きまして、報告をさせていただきたいと思います。

本日、資料5として机上にお配りさせていただきました国民健康保険の手引きでございます。こちらまず日本語で手引きがございまして、3枚ほどおめくりいただきますと、外国版の表紙のみつけさせていただいておりますが、英語、韓国語、中国語、ネパール語、ベトナム語となっております。こちらは現在の制度で作成されているものでございますので、改定前となりますが、現在、紙ベース、あと市のホームページからもダウンロードできるよう対応しているものでございます。サンプルを配布させていただいておりますので、ご確認いただければと存じます。

次に、資料の6の医療費通知についてご説明をさせていただきます。

こちらは年間を通じまして、お一人お一人にそのかかった医療費を改めてお知らせすることによって、確定申告での被保険者の方の申請に対する労力の軽減も見込まれますのと、また医療費適正化にも寄与すると考えておまして、令和元年度より開始する事業のものでございまして、そのサンプルとなっております。1年間で実施された医療負担ごと、診療月ごとに受診者名、医療機関等名の名称、診療区分、1カ月中の受診日数、総医療費10割、それから受診者の一部負担金としての負担額を記載するようにしております。この医療費通知をお送りする際は、この通知の見方なども記したチラシも一緒に同封してまいりたいと考えております。また、医療機関等への受診がない方へは通知はございません。何分、初めての事業でございまして、恐らくこの通知を受け取られた方々については、お問い合わせを多数受けられるかと存じますが、丁寧にご理解いただけるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

報告につきましては以上でございます。

○会長 どうもありがとうございます。

それでは、事務局よりご報告終わりましたので、これから質疑に入ります。

ご質問、何かご意見等、ございますでしょうか。

○委員 非常に答えにくいといいますが、事務局のほうは大変かなと思うのですが、ちょっとお聞きしたい、私の思いがあります。今こうやっているんな形で国民健康保険を維持していこうと頑張っているんですが、ここ何年かは多分もっていくんじゃないのかなと思うのですが、これが20年、30年先の話といえますか、ましてや50年というような大きなスパンで考えたときに、現在、東久留米でこの国民健康保険に加入している人がたしか23%少しだったと思うのですが、その人たちだけでやはり運営といえますか、支えきれなくなってくる時期が必ず来るとは思うんですね。当然、もう1年たてば一つずつ年はとっていきますし、かといって、出生率がそのところが上がってくるかというところでもないということもあるのではないのかなと思うんです。今日、市長にお渡しするその答申書の中でも、運営は困難が続くと思われるということが重々書いてあるんですが、ぜひ、100年先も、我々が国民健康保険を守っていたんだぞというようなことがあって、100年先があるような形で運営をしていただけたらありがたいなと思いますので、私の思いでございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

それから机上配布されている資料のご説明を。

○委員 すみません。これ私が事務局のほうにこんな記事があったのでどうでしょうかということでお渡しをさせていただきました。たまたま今朝の新聞、これ業界紙で日本農業新聞という新聞なんですが、その中にあったもので、人間、何が幸せかということ、棺おけの蓋を閉めるときにたくさんの人がその蓋

に手を触れてもらえるのが一番幸せなのかなと思ってまして、それにはやはり自分の年代だけでなく、いろいろな情報を持っている人たち、自分より下の人たちもいるし、上の人たちもいるというようなことを考えたときに、ああ、面白い記事があったなと思ひまして、皆さんに一読していただければと思ひましてお願いをしたところでございます。すみません、余計なことかもしれませんが。

○会長 貴重な資料ありがとうございました。

私からも情報提供一つなんですけど、実は先週、東京都はなかなかまだ難しいんですが、静岡県全体の国保のデータ、100万人ぐらいのデータありまして、これを6年間、全員をつなげて、100万人の方をずっと6年間追っていたんですけども、そうしますと、先ほど、健診のご質問、本当にあったんですけど、健診を過去5年間で一度も受けていない人、それから1回、あるいは2回、3回受けた人、それから、あと4回以上ですね、4回か5回受けた人で、物すごい検査値が、それ、この100万人って、6年目に受けた方の5年前から遡っているんで、直近のデータはある方なんですけど、そうすると、今の時点の検査値を性、年齢とか、住んでいる地域を全部統計的に調整をした上で見ても、やっぱり健診を受けた人、特に4回以上受けた人はもう圧倒的にその健康状態がいいんですね。

なので、やはり今、委員からもあったんですけど、もともと意識が高いから受けるというのももちろんなくはないんですけど、やっぱり健診とか、いろんなプログラムを受けるとか、あるいはお医者さんとか市の方とか、いろんな人と接点を持つというのが、やっぱり孤立しないとか、健康に少し意識を向ける上では非常に大事、健診に行って元気になるわけではもちろんないんですけど、やっぱりそういう接点を定期的に持っていくというのは非常に大事なのかなというふうに感じています。

今日も本当に貴重なご意見を委員の先生から頂きましてありがとうございます。

それでは、答申のほうに移りたいと思います。それでは、事務局のほうでご用意をお願いいたします。

---

◎答 申

(市長入室)

○会長 東久留米市長、並木克巳殿。

東久留米市国民健康保険運営協議会、会長、古井祐司。

東久留米市国民健康保険運営協議会への諮問について(答申)。

令和2年1月23日付31東久福保発第2058号をもって諮問があったことにつき、国民健康保険運営協議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申をいたします。

1. 諮問事項。

(1) 国民健康保険税・税率等改定について

2. 答申内容。

(1) 国民健康保険税・税率等改定について、次のとおりとする。

<国民健康保険税改定について>

令和2年度東久留米市国民健康保険事業運営については、被保険者の高齢化の進展や医療技術の進歩等に伴う医療費の増加等により財源不足が生じることから、安定した制度運営を確保するため、国民健康保険税・税率等の改定を実施することが必要と思料する。

については、具体的な平成31年度の国民健康保険税・税率等の改定を、別紙「令和2年度国民健康保険

税・税率等」に示す。改定実施にあたっては、被保険者の負担に配慮しつつ、国民健康保険制度を皆で支えるための意識醸成が図られるよう、広報や窓口対応における説明に努められたい。

また、今後も急速な高齢化等による医療費の更なる増加は必至であり、運営は困難が続くものと思われる。しかしながら、国民健康保険は医療保険制度の最後の砦として、将来にわたり国民健康保険制度を継続し、被保険者の健康の保持・増進に寄与できるよう不断の努力を行い、安定的な制度運営に努めることを、切に望む次第である。

### 3. 付帯意見。

決算補填等目的の法定外一般会計繰入の削減については、東久留米市国保財政健全化計画に基づき、長期的な視点に立って、計画的かつ効率的に健全化に向けた取組を進めること。ただし、国の制度改正や社会情勢等の変化によって、必要に応じ、計画の見直しを行うこと。

それでは、ただいま答申を受けられました市長様よりご挨拶を頂きたいと存じます。

○市長 改めまして皆さん、こんにちは。

ただいま会長のお許しをいただきましたので、お礼の言葉を述べさせていただきます。

本日は、令和元年度第3回国民健康保険運営協議会を開催させていただきましたところ、委員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

ただいま会長より、「国民健康保険税・税率等改定」につきましての答申を頂戴いたしました。

委員の皆様方には真摯かつ慎重なご審議をいただき、答申をいただきましたことに心から感謝を申し上げる次第であります。

頂戴いたしました答申につきましては、最大限に尊重させていただきたいと考えております。

国保運営都道府県単位化の3年目となりますが、令和2年度は本市にとって激変緩和措置の終了、都補助金の大幅減といった歳入面での課題があるものの、今後の国保財政運営の健全性・安定性に向けた取組を進めていく年となります。団塊の世代が後期高齢者となり始める2022年をまずは見据え、国の動向を注視しつつ、この運営協議会委員の皆様方のご意見を踏まえ、東久留米市としてより良い方向性を見定め、実行していく必要があると考えております。引き続き、被保険者にとりまして一番身近な国民健康保険の事務を取り扱う市区町村として、精いっぱい取り組んでまいり所存でございます。

委員の皆様方には、今後も本市の国民健康保険事業の健全な運営にお力添え賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。

ただいま市長への答申を無事に終えることができました。

前回から、本当に多分、これ答えが100%の答えってないんですけども、本当に皆さんも悩みながら、それぞれの立場で市民の方をイメージしていただいて、本当にいい意見をたくさんいただきまして、本当に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

---

### ◎その他

○会長 そのほかに事務局より何かございますでしょうか。

お願いします。

○保険年金課長 次回の国民健康保険運営協議会でございますが、開催は来年度の8月上旬を予定しております。また、ご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○会長 それでは、本日、審議を終了したいと存じます。

これもちまして、令和元年度第3回国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

(午後3時00分閉会)

---

以上の会議録に相違ないことを証し、署名する。

令和2年1月30日

会 長           古 井 祐 司

署名委員       井 上 幸 子

署名委員       成 田 直 人

署名委員       北 村     晃